

法規 2005 年 No.30

2005 年国家環境（遺伝資源のアクセス及び利益の配分）規則

規則の取決め

規則

第 I 編 序文

1. 呼称
2. 解釈
3. 規則の目的
4. 規則の適用範囲

第 II 編 各機関の役割

5. 権限のある当局の設置
6. 権限のある当局の機能
7. 主要機関の機能及び役割
8. 当局の機能

第 III 編 遺伝資源の管理

9. 遺伝資源にかかる権利
10. 遺伝資源のアクセス
11. 特殊な分類の種の保護
12. 情報に基づく事前の同意及びアクセスに関する合意の申請書
13. 共有の土地における情報に基づく事前の同意及びアクセスに関する合意の当事者

第 IV 編 素材の移転に関する合意及び利益配分

14. 素材の移転に関する合意
15. 素材の移転に関する合意の内容
16. 環境影響評価
17. 認められていない場合の遺伝資源の利用及び移転

原文タイトル: National Environment (Access to Genetic Resources and Benefit Sharing) Regulations, 2005

原文リンク:

<https://s3.amazonaws.com/km.documents.attachments/ef37/0e0b/5ff6f7f15f76f70808e5b593?AWSAccessKeyId=AKIAI7FAKFTLBEQGAW3Q&Expires=1519108173&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22ABS%20Regulations-Uganda.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=UBhoHTSd%2Fp1fr7dAoTb0hQzXEuA%3D>

(最終アクセス日: 平成 30 年 2 月 20 日)

18. 遺伝資源の将来的な利用
19. アクセスの許可証
20. 利益の配分
21. アクセスの許可証の取消し
22. 合意の写し
23. 輸送中の遺伝資源
24. 遺伝資源の輸出に関する指針
25. 没収
26. 違反行為
27. 裁判所による追加命令

第V編 情報の入手

28. 公的文書とみなされる文書
29. 情報入手する権利
30. 専有情報の保護

第VI編 総則

31. 経過措置

- 附則 1 情報に基づく事前の同意の申請書
- 附則 2 情報に基づく事前の同意
- 附則 3 アクセスに関する合意
- 附則 4 素材の移転に関する合意に含める情報
- 附則 5 アクセスの許可証
- 附則 6 料金

法規

2005年 No.30

2005年国家環境（遺伝資源へのアクセス及び利益の配分）規則

（国家環境法第153章第44節及び第107節に基づく）

国家環境法第44項及び第107項により付与された権利を行使し、大臣は、環境に関する政策委員会及び理事会の勧告に基づき、2004年12月1日付で以下の規則を策定する。

第I編 序文

1. 呼称

本規則は、「2005年国家環境（遺伝資源へのアクセス及び利益の配分）規則」と称することができる。

2. 解釈

本規則では、文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、

「アクセス」とは、研究、バイオプロスペクティング（生物探査）、保全、産業的応用又は商業利用を目的とした、遺伝資源、その派生物、及び無形組成物の入手、所有及び利用をいう；

「アクセスに関する合意」とは、情報に基づく事前の同意に関連する円滑化のための合意をいい、信書、覚書き、又は学術的若しくは研究に関する合意を含む；

「アクセスの許可証」とは、本規則に基づき発行される、個人に対し生物学的資源又は遺伝資源へのアクセスを認める許可証をいう；

「環境法」とは、国家環境法をいう；

「当局」とは、環境法第4節に準じて設定された国家環境管理当局をいう；

「利益配分」又は「利益の配分」とは、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分をいい、技術、技術移転、革新、慣行、研究結果、能力開発、地域の知識、啓発及び教育を含む；

「生物資源」は、人類にとって現実の又は潜在的な価値を有する遺伝資源、

- 生物又はその部分、個体群、その他生態系の生物的な構成要素を含む；
- 「バイオプロスペクティング」（生物探査）とは、遺伝資源の探索及び採集をいう；
- 「CITES 管理当局」とは、ウガンダ野生生物法に基づき設定された CITES 管理当局をいう；
- 「取得者(collector)」とは、ウガンダに存在する又はウガンダに起源を有する、遺伝資源、その派生物又は無形組成物を入手する又は入手を意図する者又はその代理人をいう；
- 「権限のある当局」とは、本規則 5 に基づき権限のある当局に指定される、ウガンダ国家科学技術評議会法に基づき設定されたウガンダ国家科学技術評議会をいう；
- 「派生物」とは、生物の代謝プロセスの結果として生ずる、対象となる生物素材又は遺伝素材に関連する改良又は改変されていない生理活性化化合物で、技術的な応用において改変及び利用されるものをいい、生きている又は死んでいる生物及び土壌物の抽出物、デオキシリボ核酸（DNA）又はリボ核酸（RNA）、化合物を含む分子、自然の分子の組み合わせ又は混合体を含み、本規制に従い初めに入手された遺伝資源から改変、作成又は合成されたものをいう；
- 「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的環境とが相互に作用して一つの機能的な単位を成す動的な複合体をいう；
- 「生息域外状況」とは、遺伝資源が自然の生息地の外において存在している状況をいう；
- 「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう；
- 「遺伝資源」とは、実際の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいい、その派生物及び無形組成物を含む；
- 「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいい、飼育種又は栽培種については、当該育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう；

「無形組成物」とは、ウガンダに存在する又はウガンダに起源を有する生物資源又は遺伝資源に関連する知識又は情報をいい、地域の知識、技術、確信、農業における慣行及び伝統的な生活様式を含む。

「関係当事者」とは、公式か非公式かに関わらず、遺伝資源の取得、利用又は提供に関連する活動により影響を受ける又は当該活動に関心のある個人、組織又は団体をいう；

「地域社会」とは、遺伝資源の存在する土地を共同で占有、利用又は管理する、憲法の附則 3 に規定されるウガンダにおける先住民の社会、又は先住民の社会における部族又は部族内の集団をいう；

「素材の移転に関する合意」とは、政府又はその代表者と取得者との間で締結される、一当事者から別の当事者に遺伝資源を移転できる条件を定めた合意をいう；

「所有者」とは、遺伝資源に関連し、登録されている土地の持ち主、土地の慣習的な所有者若しくは占有者、土地の借主、土地の代理人若しくは受託者、又は一時的に遺伝資源を所有、利用する若しくはこれにより利益を得る者をいう；

「情報に基づく事前の同意」とは、主要機関及び関連する地域社会又は所有者による、取得者に対し遺伝資源へのアクセスを認める事前の承認をいう。

3. 規則の目的

本規則の目的は以下のとおりとする。

- (a) 科学研究、商業利用、生物探査、保全又は産業的応用を目的とした、遺伝資源へのアクセスに関する手続を規定する；
- (b) 遺伝資源から生ずる利益の配分について定める；及び
- (c) 遺伝資源の持続可能な管理及び利用を促進することにより、ウガンダの生物資源の保全に貢献する。

4. 規則の適用範囲

- (1) 本規則は、自然に発生するか帰化したかに関わらず、遺伝資源又は遺伝資源の部分に適用され、これには、生息域内又は生息域外の環境に関わ

らず、ウガンダ国内での商業利用又は輸出を目的として育成された遺伝資源が含まれる。

- (2) 本規則は以下には適用されない。
 - (a) 以下における遺伝資源の交換
 - (i) 地域社会の人々が自らの間で自らの消費のために交換を行う場合；
 - (ii) 純粋に食用で又は関係する法律の規定するその他の消費の目的で交換が行われると認められる場合；
 - (b) 遺伝資源が輸送途中でウガンダを経由する場合；
 - (c) 種子類及び植物品種の関連法に基づく、植物育成者から派生した遺伝資源；
 - (d) ヒトの遺伝資源；
 - (e) 権限のある当局に認定されたウガンダ国内の機関による教育目的での研究活動で、商用目的での遺伝資源へのアクセス又は他国への輸出につながらないもの；
- (3) 疑わしい状況を防ぐため、その他のあらゆる法律に基づいて遺伝資源の利用又は輸出の目的のために付与される許可証は、本規則の規定を考慮に入れるものとする。

第Ⅱ編 各機関の役割

5. 権限のある当局の設置

本規則の目的を実現するため、ウガンダ国家科学技術評議会法により設定されるウガンダ国家科学技術評議会を権限のある当局として設置する。

6. 権限のある当局の機能

権限のある当局の機能は以下のとおり。

- (a) 提出された遺伝資源へのアクセスの申請について、これを受領するとともに適切な処理を促進する；
- (b) 本規則及び環境法に従い、遺伝資源へのアクセスに関する主要機関の活動すべてについて調整を行う；
- (c) 素材の移転に関する合意すべて及び関連するアクセスに関する合意す

べてについて、保管場所を設定及び維持する；

- (d) 本規則を実施するための行政上の仕組みを設定する；
- (e) 当局、主要機関、非政府機関及びその他の関係当事者と連携して、本規則の実施を促進するための統合的な研修プログラムを実施する；
- (f) 本規則に基づき採集される遺伝資源の代表的な試料及び標本がウガンダに寄託されることを確保する；
- (g) 本規則に基づき採集される遺伝資源の試料及び標本の寄託の受入れ先について助言及び承認を行う；
- (h) 遺伝資源へアクセスする者が遺伝資源に関する技術移転及び情報交換を行うことを確保する；
- (i) アクセスの付与にかかる条件を含む、アクセス及び素材の移転に関する合意の交渉及び締結を促進する；
- (j) 素材の移転に関する合意すべて及び関連するアクセスに関する合意すべてにおいて、ウガンダの遺伝資源の利用又は応用によりあらゆる者又は機関に生ずる利益の配分に関する十分な規定が含まれることを確保する；
- (k) ウガンダの国民がアクセスされた遺伝資源から恩恵を受けることを確保する；
- (l) 当局に対し、本規則の実施に関する報告書を提出する。

7. 主要機関の機能及び役割

- (1) 主要機関は、本規則に基づく遺伝資源へのアクセスの管理及び規制について責任を有する。
- (2) 権限のある当局は、申請者から提出された遺伝資源へのアクセスの申請書を関係する主要機関に転送する。
- (3) 上記(2)に基づき提出された遺伝資源へのアクセスの申請書について、主要機関は以下の機能を有する-
- (a) 申請書を検討し、アクセスに関する合意を与えるべきか否かについて権限のある当局に対し書面で助言を行う；

- (b) 権限のある当局及びその他の主要機関と連携し、ウガンダ国内から移転され国外に寄託された遺伝資源の応用及び利用を監視する；
- (c) 合意における条件の遵守の確認を含め、遺伝資源を利用、採集又は研究する地域社会の権利が保護されることを確保する；
- (d) 申請者と関係当事者との間でアクセスに関する合意が締結されていることを確保する；
- (e) 権限のある当局の承認を受け、ウガンダ国外に持ち出される遺伝資源の代表的な試料又は標本の寄託の受入れ先を設定する又は既存の受入れ先を指定する。
- (f) 本規則に基づく機能を実施するため、主要機関は法律に規定される義務を継続的に履行する。

8. 当局の機能

当局の機能は以下のとおり。

- (a) 主要機関と連携し、遺伝資源へのアクセスに関する国家政策の策定を開始する；
- (b) 主要機関と連携し、公衆のための啓発キャンペーンを実施し、能力開発プログラムを企画し、本規則の遵守及び施行を確保する；
- (c) 権限のある当局及び主要機関と連携し、遺伝資源へのアクセス及び輸出に関する指針を策定する、及び
- (d) 保護地域外における遺伝資源のアクセスについて助言を行う。

第Ⅲ編 遺伝資源の管理

9. 遺伝資源にかかる権利

政府は、ウガンダ国内に存在する遺伝資源へのアクセスについて、ウガンダの国民に代わりこれを決定、管理及び規制する権利を与えられ、本規制に従い当該権利を行使する。

10. 遺伝資源へのアクセス

何人も、以下を行わない限り、ウガンダ国内のいかなる場所からも遺伝資源へアクセスしないものとする。

- (a) 情報に基づく事前の同意を書面で得るとともに、主要機関、地域社会又は所有者との間でアクセスに関する合意を締結する；
- (b) 規則 16 に従い、環境影響評価を実施する；
- (c) 規則 14 に従い、素材の移転に関する合意を締結する；
- (d) 規則 19 に従い、権限のある当局からアクセスの許可証を入手する。

11. 特殊な分類の種の保護

権限のある当局及び主要機関は、保護されている又は脅威にさらされている種のリストに記載されている種の遺伝資源へのアクセスの申請書について、CITES 管理当局による書面での許可が入手されない限り、当該の申請を許可しないものとする。

12. 情報に基づく事前の同意及びアクセスに関する合意の申請書

- (1) 遺伝資源へのアクセス又は採集を意図する者は、主要機関、地域社会又は所有者に対し、附則 1 に定める様式に則り、情報に基づく事前の同意を求めるとともに、附則 6 に規定する料金を申請者として支払うものとする。
- (2) 下記(3)に準じ、主要機関、地域社会又は所有者は、上記(1)に基づき提出された申請書を検討したうえで、附則 6 に規定する料金の申請者による支払いを受け、附則 2 に定める様式に則り、情報に基づく事前の同意を与えることができる。
- (3) 主要機関、地域社会又は所有者は、情報に基づく事前の同意を与える前に、附則 3 に定める様式に則り、申請者との間でアクセスに関する合意を締結するものとする。
- (4) アクセスに関する合意には、当事者間で合意することのできる条件を含めるものとする。
- (5) 疑念を回避するために付言するに、本規則に基づいて付与される又は作成される情報に基づく事前の同意及びアクセスに関する合意は、あ

る者に対し遺伝資源へアクセスする権利を与えるものではなく、申請者に対しアクセスの許可証を申請することを認めるものである。

- (6) 申請者は、情報に基づく事前の同意を得た及びアクセスに関する合意を締結した後、規則 14 に従い素材の移転に関する合意を締結するものとする。
- (7) 情報に基づく事前の同意を得ずに又はアクセスに関する合意を締結せずに遺伝資源へアクセスする又は輸出するいかなる者も、違反行為を犯すことになる。

13. 共有の土地に関する情報に基づく事前の同意及びアクセスに関する合意の当事者

ある者が地域社会の占有する、利用する又は管理する土地に存する遺伝資源へのアクセスを意図する場合、申請者を一方の当事者とし、関係する主要機関及び、地方自治体における最末端単位か又は地方自治体により承認された代理人を、地域社会を代表するもう一方の当事者として、情報に基づく事前の同意及びアクセスに関する合意を締結するものとする。

第IV編 素材の移転に関する合意及び利益の配分

14. 素材の移転に関する合意

- (1) 取得者は、主要機関との間で素材の移転に関する合意を締結せずに遺伝資源へアクセス又は輸出してはならない。
- (2) 素材の移転に関する合意は、当該合意において指定される期限まで有効とし、附則 6 に規定する料金の取得者による支払いを受けて付与されるものとする。
- (3) 疑念を回避するために付言するに、取得者は情報に基づく事前の同意を入手する及びアクセスに関する合意を締結するより前に、素材の移転に関する合意を締結してはならない。
- (4) 素材の移転に関する合意なしに遺伝資源へアクセス、輸出又は取引するいかなる者も、違反行為を犯すことになる。

15. 素材の移転に関する合意の内容

- (1) 素材の移転に関する合意には、アクセスが求められている遺伝資源を

所有している、又は当該資源を管轄している可能性のある当事者の権利及び義務を明記し、とりわけ、附則 4 に規定する情報を含めるものとする。

- (2) 素材の移転に関する合意は、以下でなければならない—
- (a) 取得者に対し、当該者がアクセス又は輸出する可能性のある遺伝資源の量、質及びその他の仕様を指定することを求める；
 - (b) 取得者に対し、遺伝資源の研究及び開発による結果すべてを権限のある当局、関係する地域社会及びその他の関連当事者に知らせることを義務付ける；
 - (c) アクセスされた遺伝資源の標本すべてについて、その複製を権限のある当局に承認された受入れ先に寄託するとともに、採取された遺伝資源の記録を権限のある当局及び主要機関、並びに要請があった場合には地域社会に提供することを保証する；
 - (d) 権限のある当局の書面による同意を得ずして取得者は遺伝資源を第三者に移転してはならない旨を定める；
 - (e) 権限のある当局の書面による同意を得ずして取得者は遺伝資源に関する特許権又はその他の知的所有権を申請してはならない旨を定める；
 - (f) 政府及び個人の所有者又は地域社会に対し、アクセスしようとしている遺伝資源の創出及び保全への彼らの貢献について所定の料金を支払うよう、取得者に要求する；
 - (g) 取得者に対し、遺伝資源から得られる知的所有権から生ずる利益の配分方法について定めるよう求める；
 - (h) アクセスされる遺伝資源の研究、開発、管理及び利用への、アクセスのあらゆる段階におけるウガンダの国民又は国内の機関による参加について定める；
 - (i) 取得者に対し、関係する遺伝資源に関する研究及び開発について、権限のある当局及び主要機関への定期的な進捗報告の提出を求める。

16. 環境影響評価

- (1) 遺伝資源のアクセスが環境に多大な影響を及ぼす可能性がある場合、

素材の移転に関する合意の締結に先立ち、環境影響評価を実施するものとする。

- (2) 上記(1)に従い実施された環境影響評価に基づき、アクセスが求められている遺伝資源について、提案されているアクセスが、環境又は当該遺伝資源の長期的な持続可能性又は生態系に悪影響を及ぼさないとみなされた場合、権限のある当局及び主要機関は、申請者との間で素材の移転に関する合意の交渉プロセスを開始することができる。

17. 認められていない場合の遺伝資源の利用及び移転

- (1) 素材の移転に関する合意において合意された以外の目的で遺伝資源を利用しない。
- (2) 権限のある当局による書面での同意なしに申請者がいかなる遺伝資源を第三者に移転した場合にも、素材の移転に関する合意に対する違反及び犯罪とみなされる。

18. 遺伝資源の将来的な利用

- (1) 素材の移転に関する合意は、遺伝資源の将来的な応用及び利用から生ずる利益の配分を含む、遺伝資源の将来的な応用及び利用について規定することができる。
- (2) 素材の移転に関する合意が上記(1)に従い遺伝資源の将来的な応用及び利用について規定する場合、申請者との間でアクセスに関する合意を締結している当事者すべてがその旨を知らされ、書面で同意しない限り、当該の素材の移転に関する合意を締結しない。

19. アクセスの許可証

- (1) 素材の移転に関する合意の締結を受け、権限のある当局は附則5に定める形式に則りアクセスの許可証を発行ことができ、当該許可証により申請者は、附則6に規定する料金を支払ったうえで、当該許可証において指定される遺伝資源へのアクセス又は輸出を認められる。
- (2) 権限のある当局は、アクセス許可に関して、必要とみなされる条件を課すことができる。

20. 利益の配分

- (1) 遺伝資源の採集、改変及び利用から生ずる利益は、公正性及び衡平性の原則に従い配分するものとする。
- (2) 素材の移転に関する合意又はアクセスに関する合意に従った遺伝資源へのアクセスから生ずる利益は、事案ごとに異なり、以下を含むものとする—
 - (a) ウガンダの国民及び機関による、遺伝資源へのアクセスを含む科学研究及びその他の活動への参加；
 - (b) アクセスのための料金及びロイヤルティ、研究資金、ライセンス料及び生物多様性の保全を支援するその他の特別な料金の配分；
 - (c) 双方による合意がある場合、給与の支払い；
 - (d) 遺伝資源に関連する教育及び研修における連携；
 - (e) 好ましい条件での知識及び技術の移転及び、とりわけ、バイオテクノロジーを含む遺伝資源を活用する知識、又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関係する知識の移転；
 - (f) 生物学的目録及び分類学の研究等、科学に関する情報へのアクセス；
 - (g) 地域社会の発展に対する貢献；
 - (h) 食料安全保障に関連する利益；及び
 - (i) 特許権及びその他の関係する知的所有権の共同所有。

21. アクセスの許可証の取消し

権限のある当局は、主要機関との協議のうえ、何時においても、以下の場合アクセスの許可を取消することができる。

- (a) 取得者が、素材の移転に関する合意、又はアクセスに関する許可証に規定されるいかなる条件をも遵守しない場合；
- (b) 取得者が本規則のいずれかの規定に違反した場合；
- (c) 公衆の関心事、生物多様性及び環境を保護する必要性がある場合；

22. 合意の写し

- (1) 本規則に基づき締結されたいかなる合意についても、原本を3部作成し、1部を申請者、もう1部を権限のある当局、最後の1部を主要当局に渡すものとする。
- (2) 権限のある当局は、合意の写しを以下に寄託するものとする—
 - (a) 遺伝資源の所有者、又は所有者の代表者として承認された者；及び
 - (b) 合意の当事者となる地域社会。

23. 輸送中の遺伝資源

ウガンダを経由する遺伝資源を輸送する者又は当該遺伝資源の移動について責任を有する者は、税関当局に対し、当該者の保持している又は管理下にある遺伝資源に関する申告を行い、必要に応じ、入国地点、出国地点及び国内のその他のあらゆる場所において、当該資源が原産国から適法に取得されたことを示す証拠を提出するものとする。

24. 遺伝資源の輸出に関する指針

当局は、権限のある当局及び主要機関と連携し、遺伝資源の輸出及び利益の配分について指針を発行することができる。

25. 没収

権限のある当局、主要機関、当局又は上記により承認された者は、本規則の遵守を確保する目的において、いずれかの者により本規則に対する違反が行われた可能性がある又は行われたという疑いがある場合に、採集された遺伝資源又は機器を没収することができる。

26. 違反行為

- (1) 本規則 12(7)、14(4)、及び 17(2)に違反するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合、18万シリング以上かつ1,800万シリングを超えない額の罰金又は18ヶ月を超えない禁固刑、又はその両方に処せられる。
- (2) 情報に基づく事前の同意、アクセスに関する合意又は素材の移転に関する合意の申請にあたり、虚偽の情報を提供するいかなる者も違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合、3万シリング以上かつ

300万シリングを超えない額の罰金又は3ヶ月を超えない禁固刑、又はその両方に処せられる。

27. 裁判所による追加命令

本規則に基づく違反行為について有罪判決を下す裁判所は、裁判所による量刑に加え、以下を科すことができる—

- (a) 遺伝資源又は遺伝素材若しくはその派生物が政府により差押さえられ、裁判所の指示に従い処分されるよう命じる；
- (b) 遺伝資源又は遺伝素材若しくはその派生物の処分にかかる費用又はその他の費用について命じる；
- (c) 本規則に基づき取得者に発行されたあらゆる許可証について、取消しを命じる；
- (d) 遺伝資源を返還するよう命じる；及び
- (e) 遺伝資源のアクセスから生ずる又は生ずる可能性のある利益の配分について命じる。

28. 公的文書とみなされる文書

環境法第85節に準じ、権限のある当局、当局又は主要機関に提出された遺伝資源へのアクセスに関連するいかなる文書も公的文書とみなされる。

29. 情報を入手する権利

- (1) 遺伝資源へのアクセス、遺伝資源の利用の監視及び遺伝資源へのアクセスから生ずる利益の配分に関連する情報又は文書の入手を望む者は、権限のある当局又は主要機関が決定する手続に従い、環境法第85節に準じ、権限のある当局又は主要機関より当該の入手を認められるものとする。
- (2) 上記(1)に基づき要請されたあらゆる情報又は文書は、申請日から6日以内に申請者に対し入手可能な状態にすること。
- (3) 権限のある当局又は主要機関は、当局との協議のうえ、本規則に基づく情報及び文書の入手に課せられる料金を決定すること。

30. 専有情報の保護

- (1) 憲法第 41 条及び環境法第 85 節(3)に準じ、及び申請者による申請を受け、権限のある当局、当局又は主要機関は、専有情報を秘匿の扱いにすることができる。
- (2) 本規則に基づく秘匿の扱いは、公共の利益又は環境を保護するため当該情報の一般公開が必要な場合には適用されない。
- (3) 秘匿の扱いを求める申請書は、専有情報及びアクセスに関する合意に関連してのみ検討される。
- (4) 秘匿の扱いを求める申請書は、当該の秘匿の扱いを認めるべき理由を詳細に記したうえで、アクセスの申請書と併せて提出すること。
- (5) アクセスの申請書が秘匿の扱いを求める申請書と併せて提出された場合、当該申請について決定が下されるまで秘匿の扱いとする；ただし、公開情報とみなされるべき非秘匿扱いの申請概要を申請書と併せて申請者が提出する場合を除く。
- (6) 本規則に基づき秘匿の扱いが認められた場合、適用期間は 3 年を超えない期間とし、申請により更新することができる。

第VI編 総則

31. 経過措置

- (1) 本規則の発効を受け、遺伝資源の採集及びウガンダ国内からの移転に関連して既に存在するいかなる取決めについても、当該の取決めが本規則に準拠するよう、2 年を超えない期間内に再交渉を行うものとする。
- (2) 上記(1)を妨げることなく、遺伝資源へのアクセスに関係して既に実施されている研究活動について、当該活動が本規則に準拠するよう十分な措置が講じられていると権限のある当局及び主要期間が確認した場合、当該活動を継続することができる。

附則

2005 年国家環境（遺伝資源へのアクセス及び利益の配分）規則

附則 1

情報に基づく事前の同意の申請書

様式：AGR 1

宛先¹： (主要機関)

..... (地域社会)

..... (所有者)

私／我々*、..... (氏名) (住所) は、貴方の所有／管轄下における遺伝資源へのアクセスについて、権限のある当局に対し私／我々が当該のアクセスを申請することを認める、情報に基づく事前の同意を申請します。

下記に存在する遺伝資源について、情報に基づく事前の同意を申請します

(遺伝資源の場所について地域の議会、村落、副郡、地区を記載)

下記の遺伝資源に関連して、情報に基づく事前の同意を申請します。

私／我々*は、貴方が受容できる条件において、アクセスに関する合意を締結する意志が私／我々*にあることを宣言します。

私／我々*は加えて、私／我々の知る限り、本申請において提供した情報が正しく偽りがないことを宣言するとともに、ウガンダの遺伝資源へアクセスするために権限のある当局に申請する目的でのみ、情報に基づく事前の同意を使用することを宣言します。

日付.....

申請者による署名.....

¹ 該当しない項目は消去すること。

附則 2

2005 年国家環境（遺伝資源のアクセス及び利益の配分）規則
情報に基づく事前の同意

様式：AGR 3

私／我々.....は、

以下の遺伝資源の所有者／管理者であり、

(遺伝資源を記載)

.....に所在、

(遺伝資源の場所について地域の議会、村落、副郡、地区を記載)

..... (情報に基づく事前の同意の
申請者の氏名及び住所) が、私／我々の所有下／管理下にある上記の遺伝資源につ
いて権限のある当局に対しアクセスの付与を検討するよう求める申請を行うこと
を認めることに同意します。

本同意は、20....年.....から 20....年.....まで有効とします。

本同意の付与は、以下の条件に準じます：

- 1.....;
- 2.....;
- 3.....;
- 4.....;
- 5.....;

申請者（単数又は複数*）は、以下のアクセスに関する合意を得ています

- 1.....
- 2.....

原文タイトル: National Environment (Access to Genetic Resources and Benefit Sharing) Regulations, 2005

原文リンク：

https://s3.amazonaws.com/km_documents_attachments/ef37/0e0b/5ff6f7f15f76f70808e5b593?AWSAccessKeyId=AKIA17FAKF-TLBEQGAW3Q&Expires=1519108173&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22ABS%20Regulations-Uganda.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=UBhoHTSd%2Fp1fr7dAoTb0hQzXEuA%3D

(最終アクセス日：平成 30 年 2 月 20 日)

署名

□□

主要機関、地域社会又は所有者*

*該当しない一方を消去すること。

附則 3

アクセスに関する合意

規則 12 (3)

2005 年国家環境（遺伝資源のアクセス及び利益の配分）規則

アクセスに関する合意

様式：AGR 2

私／我々.....は、ウガンダ共和国.....地区の.....に所在する遺伝資源にかかる所有者／地域社会／主要機関／管理者として、.....に以下の遺伝資源へのアクセスを認めることに同意します—

1.....

2.....

3.....

..... (商用、研究、教育等、目的を記載) を目的とする

以下の条件に基づくこと—

1.....

2.....

3.....

(必要な場合には、追加の情報を添付すること)

同意の日付：20....年.....

署名

附則4

主要当局／地域社会／所有者 CC：権限のある当局

素材の移転に関する合意に含める情報

素材の移転に関する合意は、主要当局と取得者との間で締結され、該当する場合、以下の詳細を記した条項を含むこと—

- (1) アクセスの申請書又はアクセスの許可証を認める旨を記した文書。
- (2) 以下を含む、申請者に関する詳細—
 - (a) アクセスに関するプログラムの責任者、及びアクセスに関する活動に携わる関係者の氏名及び履歴書；
 - (b) アクセスに関するプログラムにつながりのある、すべての機関又は個人の概要。
- (3) 以下を含む、採集される遺伝資源についての詳細—
 - (a) 採集される遺伝資源の種類及び量、並びに採集される特定の分類群；
 - (b) より広範囲な種の分類の一覧；
 - (c) 遺伝資源の採集期間；
 - (d) 保管又は利用の場所及び施設；
 - (e) 採取を行う場所及び施設；
- (4) 以下を含む、採集された素材が利用されうる目的—
 - (a) 意図される利用目的に関する正確な情報（分類学、研究、商業化等）；
 - (b) 申請者が新規又は追加の目的で素材を利用することを望んだ場合の、新規合意に関する要件；
 - (c) 権限のある当局、主要機関及びアクセスに関する合意の締結者に

よる同意なしでの第三者への移転に関する制限；

(d) 研究が実施される場所の特定；

(e) 意図される利用目的に関する正確な情報。

(5) 使用可能又は使用可能になることが想定される資金、及び予算。

(6) 研究の実施方法に関する情報を含む、研究プログラムについて想定される科学的及び財政的な想定される結果—

(a) 研究及び開発において連携する地方団体の特定；

(b) 秘匿の情報の取扱い；

(7) 以下を通じた、利益の配分に関する取決めの特定—

(a) 資源のアクセスを得ることで生ずる可能性のある利益の形態／種類を記載する；

(b) 地域の受益者及び機関、並びにそれらの者がどのような形で利益を得るかについて（金銭的、物質的又は情報技術の移転等）記載する；利益については、想定される受益者の人数、氏名及び所在地を記す；

(c) 連携する地方団体及び機関、並びにどのような形で申請者と連携するかについて記載する。

(8) 寄託の受入れ先を設定すること—

(a) 採集される遺伝資源の代表的な試料又は標本のため；及び

(b) 採集される遺伝資源のあらゆる無形組成物のため。

(9) ウガンダ国内で保持される遺伝資源のアクセスに関連して、当局、権限のある当局及び主要機関は、何時においても遺伝資源へアクセスしうる。

(10) ウガンダ国外に持ち出された又は国外で保持される遺伝資源に関連して、申請者は合理的な形で遺伝資源へのアクセスを認める。

(11) 報告の目的において、申請者は権限のある当局及び主要機関に対し以下を連絡する—

(a) 生物資源及び遺伝資源、それらの派生物、並びにその無形組成物に関する研究による発見のすべて；

- (b) 生物資源又は遺伝資源、それらの派生物、並びにその無形組成物に関する研究の定期的な進捗状況；

(12) 秘匿の情報の取扱い

申請者は、権限のある当局及び主要機関に対し、遺伝資源、それらの派生物及びその無形組成物の継続的な採集による環境及び社会経済への影響について、定期的に報告書を提供すること。

(13) 技術移転

遺伝資源の採集及び利用により、技術及び知識の移転を通じてウガンダがどのような利益を得るかについて記載する。

- (a) ウガンダの国民又は機関が遺伝資源の採集及び当該の素材が使用される可能性のある研究及び応用に参加に関する規定。
- (b) ウガンダに移転される、ソフトウェア及びハードウェアにおけるその他のあらゆる形態の技術。

(14) 料金

法律の規定により、権限のある当局、主要機関、地域社会、個人所有者等に対し、合意が実施された際に支払われるべき料金がある場合、当該の料金を記載すること。

(15) ロイヤルティ

本項目は、これに該当する場合、商用での素材の移転に関する合意にのみ適用される。合意されたロイヤルティの性質及び額、並びに支払方法（該当する場合には一括払いに関する規定を含む）を記載すること。

(16) 保護措置

- (a) 申請者は、合意に基づき許可された採集期間の期限を迎えた時点で、生物資源及び遺伝資源について、環境の現状に関する最終報告書を提供する義務を有する。
- (b) 権限のある当局、主要機関、及び申請者の間で合意された、生態系の修復に関する債券を含む、その他のあらゆる措置。

(17) 素材の移転に関する合意の期間

素材に関する合意の有効期間を記載すること。

(18) 紛争解決

仲裁についての条項を含む、合意の解釈及び実施に関する紛争の解決手法。

(19) 適用される法律

合意は、ウガンダの法律により定める。

(20) 修正

(a) 合意は、当事者間で双方による合意が得られた場合のみ修正できるが、当該の修正がアクセスに関する合意の締結者の権利に影響を与える場合を除く。

(b) 提案される修正が、アクセスに関する合意に派生する個人／当事者の権利に影響を与える場合は、アクセスに関する合意の締結者の双方による合意が求められる。

(21) 承認された署名当事者

すべての合意には、申請者、権限のある当局及び関係する主要機関における承認された署名当事者を記載しなければならない。

附則5

2005年国家環境（遺伝資源のアクセス及び利益の配分）規則

ウガンダ国家科学技術評議会（UNCST）

様式：AGR 4

アクセスの許可証

本書により、.....（申請者の氏名及び概要）に対し、
.....（遺伝資源の場所について地域の議会、村落、副郡、地区を記載）に存在する、

以下の遺伝資源.....（素材の移転に関する合意に記載されている、遺伝資源、派生物又は無形組成物の概要を挿入）

へアクセス、採集及び輸出する許可を付与します。

本許可証は、本規則に従い締結されたアクセスに関する合意及び素材の移転に関する合意のすべてに準じて発行され、許可証所有者が当該の合意及び本規則に含まれる条件に違反した場合は許可証を取消することができる。

署名

局長

権限のある当局

* 該当しない一方を消去

附則 6

規則 12(1)、12(2)、14(2)、19

料金

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1. 情報に基づく事前の同意の申請[規則 12(1)] | 5 万シリング |
| 2. 情報に基づく事前の同意[規則 12(2)] | 12 万シリング |
| 3. 素材の移転に関する合意[規則 14(2)] | 事案ごとに交渉可能 |
| 4. アクセスの許可証[規則 19] | 30 万シリング |

COL. KAHINDA OTAFIIRE

水・土地・環境大臣

公用に限る

申請書受領日